

○ 総務文教分野

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R2・8・20第147回総会;長野市、中野市、佐久市)																							
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設																					
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称																							
件名	15 公共施設等適正管理推進事業債の制度延長及び拡充について																							
提案市	上田市、岡谷市、中野市、佐久市																							
提案要旨	<p>公共施設等適正管理推進事業債については、令和3年度までとされているが、多くの自治体で令和2年度中に個別施設計画の策定を完了する状況である。個別計画に基づく施設の適正管理の推進に必要な財源であるため、対象期間を延長するとともに地方財政措置の拡大を希望する。</p>																							
提案理由	<p>公共施設適正化推進事業債は、公共施設の維持更新における地方公共団体の貴重な財源であるが、集約化・複合化、長寿命化、転用の各事業の活用に必要となる個別施設計画については、令和2年度中に多くの自治体で策定が完了する。しかしながら、個別施設計画に基づく更新等の多くは令和3年度までには完了しないことが見込まれており、個別施設計画に基づく維持管理・更新等には安定的な財源の裏付けが必要である。今後の計画的な事業遂行のため、施行期間を延長するとともに地方財政措置を拡大していただきたい。</p>																							
現況及び課題等	<p>【公共施設適正化推進事業債】(令和3年度まで(6.は令和2年度まで))</p> <table> <tbody> <tr> <td>1. 集約化・複合化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率50%</td> </tr> <tr> <td>2. 長寿命化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>3. 転用事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>4. 立地適正化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>5. ユニバーサルデザイン化事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率30~50%</td> </tr> <tr> <td>6. 市町村役場機能緊急保全事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置率 ※</td> </tr> <tr> <td>7. 除却事業</td> <td>充当率90%</td> <td>交付税措置なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※起債対象経費の75%の範囲内で充当した起債の元利償還金の30%</p>			1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%	2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%	6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※	7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし
1. 集約化・複合化事業	充当率90%	交付税措置率50%																						
2. 長寿命化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
3. 転用事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
4. 立地適正化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
5. ユニバーサルデザイン化事業	充当率90%	交付税措置率30~50%																						
6. 市町村役場機能緊急保全事業	充当率90%	交付税措置率 ※																						
7. 除却事業	充当率90%	交付税措置なし																						
法関係	地方財政法																							